

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 9 月 5 日現在

機関番号：34316

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26381158

研究課題名(和文)韓国における学生人権条例の制定と定着に関する研究

研究課題名(英文)Study of Constitution for Human Rights of Students in Korea

研究代表者

出羽 孝行(DEWA, TAKAYUKI)

龍谷大学・文学部・准教授

研究者番号：20454530

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：京畿道学生人権条例は、学校内に存在するヒエラルキーを見直し、構成員相互が人権親和的な学校文化を創造することを志向するものであり、結果的に教師の教育権を保障するものであることが確認された。条例の制定により、実効性を伴う措置がとられ、条例制定前と制定後では明らかに学校に変化がみられた。反面、多くの教師は条例に肯定的ではないが、教員研修を通じて教師と児童生徒との関係性を見つめ直す機会を提供することで条例の精神を広めることが可能である。条例の精神は革新学校運動に受け継がれている。

研究成果の概要(英文)：Student Human Rights Ordinance was established to make human rights-friendly school culture by restructuring the hierarchical order in school. It also eventually support teachers' right to teach. In accordance with the ordinance, specific implementation plans were introduced, which changed schools a lot compared to before. Although many teachers are not in favor of the ordinance, it will be possible to spread the spirit of the ordinance by teacher training on the relationship between teachers and students. The philosophy of the ordinance continues to be implemented in the Hyukshin(innovative) Schools.

研究分野：比較教育学

キーワード：学生人権条例 大韓民国 人権親和的学校文化 教師の専門性 教師の教育権 進歩教育監 民主主義

1. 研究開始当初の背景

韓国の学校では従来、児童生徒に対する厳しい統制と抑圧が行われてきたといわれている(チョン・ヌリ、2010)。これは日本による植民地時代における中等学校の厳しい学校規律の名残との指摘がされることもあるが、建国後の韓国の政治や社会が軍事主導であったことも関連しているといわれている。体罰の問題のみならず、高等学校では正規の授業が終わったあとも「自律学習」の名の下で夜遅くまで学校で自習をすることが強制されたり、登校時の校門指導も日常茶飯事であった。こうした韓国の学校文化を変革することを視野に2010年、京畿道学生人権条例が制定された。反対意見が多い中で同条例が京畿道議会で可決されたのには様々な要因が指摘できるが、2009年の教育監選挙で京畿道教育監に就任した金相坤によるところが大きい。

韓国社会では1987年のいわゆる民主化宣言以来、それまで封印されてきた「保守」と「進歩」(革新)の間での激しいイデオロギー対立が展開されてきた。そんな中、地方教育行政の長である教育監を住民による直接選挙で選出する制度が導入されたことにより、2000年代末以降、進歩主義を標榜する人々から支持された人物が各地の教育監に当選し始めた。これまでの韓国の学校文化を大きく変える動きが始まったのである。そんな進歩教育監が各地で目指した政策の一つが学生人権条例の制定であった。

2. 研究の目的

本研究は2010年、韓国で初めて制定された児童生徒の権利を保障した条例である京畿道学生人権条例に着目する。学生人権条例の制定と定着といった、教育制度改革、教育政策が近代学校成立以来、児童生徒を管理の対象とし、抑圧的であった学校文化を変えることが可能かについて明らかにする。この目的を達成するため、主に以下の点を明らかにする。

- 1) 学生人権条例施行前と施行後における学校構成員(教員、児童生徒)の認識の変化について。
- 2) 学生人権条例定着の政策的努力と実際の教育現場での定着度について。
- 3) 学生人権条例制定の他地域での取り組みを通じた、条例制定推進のために必要な要素の検討について。

こうした点を明らかにするために各種調査を実施し、その結果を学会発表、論文作成などでまとめた。なお、3)については当初は条例制定に失敗した地域を対象とすることを想定していたが、より広い事例を見るほうが有効であると考えた。

3. 研究の方法

京畿道内の学校で勤務する中学校、高等学校の教員に対し、学生人権条例に関する認識

や児童生徒への指導観、そして管理職と自身との関連についてのインタビューを行った。また、児童生徒に対しても学校での教師との関係についてインタビューを行った。

学生人権条例定着のための施策については京畿道教育庁が実施するNTPP(新しい教師研修プログラム)に着目し、学生人権条例定着と人権親和的な学校文化構築を目的に行われた教員研修に着目した。実際、教育現場において条例を定着させるためには教育庁から学校にもたらされる通達のような強制力をもつ方法のみならず、教師が自発的に条例の意義を認識し、学校文化を変革する担い手になる必要がある。それには教員研修が重要になると考えられる。学生人権条例定着のための研修を実施した教師や、研修を受講した教師に対するインタビュー調査を実施し、条例定着の可能性を考察した。

さらに、京畿道以外で学生人権条例が制定されている地域の状況を探るために、当該地域で児童生徒の人権推進を行う施設を訪問した。

4. 研究成果

(1) 京畿道学生人権条例の特徴

京畿道学生人権条例は全国教職員組合(以下、全教組)という韓国の小中高等学校教員が加入する教員労組が中心に活動することで、成立にこぎつけた。特に、条例制定には人権擁護活動をしている民間団体の人々が果たした役割が大きい。民間の人権団体と、児童生徒の人権を尊重するための活動をする教師たちが繋がり、条例制定に大きく寄与したという点が京畿道学生人権条例の大きな特徴である。京畿道学生人権条例は制定当初から学校文化を変えることが想定されていたのである。

実際、情勢の条例により韓国の学校では多くの変化が生じたことが教師たちによって指摘されている。教育庁が各学校に条例を順守させる方針は、管理職教員を敏感させるのに十分であった。条例違反が発生した場合に管理職の責任が問われかねないからである。それに加えて、体罰問題が生じると条例を根拠に抗議する保護者などの存在も大きい。特に公立学校では行政手続き上、問題を起こさないように学校経営をする方向性が重視されるため、条例に反する活動を制度上行うことは難しい。その意味で、京畿道学生人権条例は実効性を伴った条例であるといえ、その分、教師たちの抵抗も強かった。

(2) 京畿道学生人権条例に対する教師の認識と教師の教育権について

条例制定後の学校

条例制定後、各学校に規定改正審議委員会が設置され、校則を条例に適合させるための改正が実施された。しかし、当初、改正された多くの学校の校則は条例に合致したものでなかったという。これには条例の趣旨が

各学校で認知されていなかったことも考えられるが、教育庁の担当の奨学士（指導主事に相当）は各学校に校則の再検討を指示した。この例から、条例を制定するだけでは学校の変化を期待することは難しく、条例の趣旨を教育現場に浸透させるためには教育庁が積極的に関与する必要があったことを理解できる。

一般の教師たちにとって当初、京畿道学生人権条例は極めて批判的であった。それは条例制定を推進してきた全教組加入の教師も同様であった。学校内のヒエラルキーの中で、管理職や保護者からの圧力と、生徒からの抵抗の間で苦悩する教師たちにとっては体罰をはじめとする生徒への「制裁権限」は自身が生き残るためのストラテジーでもあった。つまり、児童生徒への人権侵害問題は個々の教師による問題というよりも、学校の構造的な問題なのであった。こうした教師たちの生き残りの手段の一つが児童生徒人権擁護のために脅かされる事態になったわけであるから、教師たちの抵抗も当然であった。教師は生徒に対しては一定の権力を行使することによって学校の秩序を維持しているが、校長をはじめとした管理職からは権威的な態度をとられるなど、教師としての尊厳が脅かされることもある。一般の教師にとって学校とは管理職から圧力をかけられると同時に、生徒やその親からも精神的苦痛を与えられることがある場所である。つまり、児童生徒の人権を侵害する学校文化は児童生徒のみならず、日常児童生徒と接する教師に対しても苦痛を与えるものなのである。実際、OECDが実施した国際教員指導環境調査（TALIS）によれば、韓国の教師は自己効力感や職業満足度が低いとの結果も表れている。そのことを示す事象として、早期退職希望者（韓国では「名誉退職」と呼ばれる）が増加している。

こうした状況の背景として、伝統的な教師と児童生徒との人間関係の変化を挙げる声も存在する。従来韓国では、教師は尊重されるべきものとして認識されており、児童生徒と教師との上下関係も当然と考えられるところがあったが、近年の社会状況の変化により、そうした児童生徒に対する教師の「優位性」に変化が生じているといわれる。こうした変化に教師のほうに適応するのに困難を感じていることは容易に想像されるところである。

教師の教育権と条例との対立

しかし、条例は本来、学校内に存在するヒエラルキーを見直し、互いに人権親和的な学校文化を創造することを志向するものであり、教師の教育権を確立し、教師自身をも守ることに作用するものであると考える教師もいる。学生人権条例に反対する人々が主張する主な理由の一つに、体罰をはじめとしたこれまで教師が行ってきた指導ができなくなることは教師の教育権（韓国語では「教

権」）を侵害するものであるとの考え方があ。教師の教育権を侵害する学生人権条例は認められないという論理である。しかし、体罰による制裁は教師自身の責任問題にもつながるのであり、むしろ教師と生徒との関係を人権親和的なものに変えていくことによって、学校全体の人間関係を水平化していくものにつながるの考えも可能である。教育庁も条例は教師を「一次的な学生人権擁護官」とみなしている（京畿道教育庁、2013）。

（3）京畿道学生人権条例の定着のための取り組み 教員研修に着目して

京畿道教育庁の教員研修と学生人権条例
京畿道教育庁では2010年よりNTTP(New Teacher Training Program)とよばれる教員研修プログラムが導入された。その中の一つである教科研修年職務研修は、教師自身により結成され、教育庁から認定された教科教育研究会によってプログラムが作成され、教師が講師を務めるとともに運営も行うという、教師たち自身が自発的に作り上げた教員研修である。当初、教職歴10年ごとに60時間の同研修を道内のすべての教師が受講することが義務とされ、それぞれの教科教育研究会が開設した研修の中から自身の興味と関心に応じて選択して受講することとされていた。

京畿道人権教育研究会による活動

教科研修年職務研修の実施主体の一つである京畿道人権教育研究会は京畿道学生人権条例制定に関与した教師たちによって設立された、条例の趣旨を教育現場に浸透させる役割を担っている研究会である。実質的に活動している教員は2014年当時20数名であった。

同研究会における月例セミナーや合宿、教科研修年職務研修などの活動を観察した結果、研究会は、児童生徒の人権に関する教師の認識の変化の促進、「弱体化しつつある」教育庁の意思に対して継続して建議・政策提起、学校現場に対する監視という役割を担っていることが確認された。

京畿道人権教育研究会では2012年から2014年までの間に教科研修年職務研修を実施してきた。2014年の同研修に参加した教師たちは必ずしも学生人権条例に好意的とは限らず、様々な立場の教師約30名が受講していた。中には保守系教員団体である韓国教員団体総联合会（教聯）に加入しながら将来的には管理職を目指す教員も含まれていた。しかし、それらの教師たちは京畿道人権教育研究会が実施する研修に参加することを通じて生徒との接し方について考える機会となったと回想している。

京畿道人権教育研究会が行う活動を通じてわかることは、児童生徒との接し方に悩んでいるのは主義・主張を超えて教員全般にみられるという事実である。人権教育にかかわ

る研修はそのような教師たちに対して、児童生徒と教師との関係性を見つめなおす視点を提供する機会になったといえる。条例の精神を各学校に浸透させるのは教育庁の政策によるものであるが、教育監の交代などによってこうした政策には一定の限界が認められる。それに対して、特に教師が自発的に受講をする教員研修は、学校文化を変革することに寄与する可能性があることが確認された。

(4) 他の地域における人権条例の状況、および学生人権条例の今後

現在、韓国では京畿道以外にソウル市、光州市、全羅北道で学生人権条例が制定されており、地域ごとに学生人権擁護官の位置づけが異なるなど、少しずつ内容に差異がみられる。光州市は全国で最も早く学生人権条例制定が模索されていたが、成立が挫折した後に、京畿道で条例が制定された。さらにその後に全教組出身の教育監により成立にこぎつけている。ソウルは京畿道学生人権条例制定にあたり設置された諮問委員会委員長であった郭魯炫が教育監に選出された後に制定された。こうして2013年までに上記の4つの基礎自治体で成立した学生条例であるが、2017年秋には忠清南道で制定が挫折するなど、全国レベルへの拡散には至っていない。

また、京畿道でも NTPP のような教員研修制度の変更により、京畿道人権教育研究会が教員研修を行うことはなくなった。全国で初めて学生人権条例が制定された京畿道でも条例制定当初の「熱意」は冷めているとみられるが、その要因としては条例制定を推進した金相坤が2014年の教育監選挙に出馬せず、学生人権条例に特別な意義を感じていないとみられる李在禎に教育監に代わったことを指摘する向きがある。これは進歩教育監であれば学生人権を尊重するという単純な図式ではなく、学生人権に関心を持ち、政策を推進するリーダーの存在が学生人権条例の定着に影響するということを示していると言える。しかし、すでに体罰は学校から消え去っており、条例制定前の状況に戻ることはあり得ないとの教師の指摘もあり、学生人権条例への社会的関心の低下とも言える状況は、条例自体がある程度定着していることの表れとみることも可能である。金相坤によって推進された革新学校の取り組みが京畿道から全国に広がっているが、この革新学校も学生人権の考えと無関係ではない。児童生徒の人権自体が議論されることから、それを前提とした取り組みが進捗している。

(5) まとめ

京畿道学生人権条例が制定されて以来、学校現場では多くの変化が求められた。その反面、政治的状況の変化により条例を推進する立場である教育庁の姿勢にも変化が見られ、人権親和的な学校文化が醸成されるには多

くの時間がかかることが予想される。実際、人権擁護官に対する批判や、どこまで児童生徒の権利を認めるかといった教員間の認識の相違など、条例で行えることの限界も存在している。しかし、学校における児童生徒の指導のあり方に変化が見られたということは多くの教師が述べている。本研究を通じて明らかになったことは、以下の通りである。

- 1) 京畿道学生人権条例の施行により、校則の変更に見られるように、学校の制度が変更され、体罰が見られなくなった。
- 2) 条例の精神は、単に児童生徒の人権を保障するのみならず、学校構成員間の階層関係を変革し、水平的な人間関係を作り出すものである。
- 3) 条例の趣旨を教育現場に普及させ、学校文化を変化させるには教員研修が有効である。
- 4) 韓国社会全体で見れば、学生人権条例は全国に拡散する勢いは衰えたものの、革新学校など、他の教育運動との関係で条例の精神が拡散していく萌芽が見られる。

児童生徒の人権保障を考える中で体罰の禁止はその一部に過ぎないが、条例の効果を社会に示す大きな役割を担ったのは間違いないだろう。人権を保障する条例を制定するのみならず、政策的に学校に残る問題とされる「習慣」を変え、それを契機に学校全体の文化の変革に踏み込む改革は、当初は社会に驚きをもって認識されるが、その後の持続性が問われる。つまり、社会的な関心が低くなったときからその真価がとわれるものである。学生人権条例自体の社会的関心は低下しているが、韓国では京畿道から始まった革新学校の取り組みが現在、深化している。革新学校の普及施策は教師が専門的学習共同体を構築し、その成果を児童生徒が学ぶことの意味を見いだせるような学習につなげていくための教育運動である。つまり、学習形態や教育方法のみを児童生徒中心にするのではなく、学校全体の文化を変革する中で児童生徒が主体となった学習が実現されるということを考えてとき、学生人権条例の精神は革新学校運動の中で受け継がれていると言えるだろう。

<引用文献>

- 京畿道教育庁『2011-2013 学生人権相談事例集』、2013年
- チョン・ヌリ「学生人権条例通過と展望」、『進歩評論』第46号、メーデー、2010年
- The OECD Teaching and Learning International Survey (TALIS) 2013 Results - Excel Figures and Tables (<http://www.oecd.org/edu/school/talis-excel-figures-and-tables.htm#Chapter7>、2015年2月25日確認)

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 4 件)

出羽孝行「韓国における教員養成機関評価制度 国家統制と大学の自律性」、龍谷大学教育学会編『龍谷大学教育学会紀要』第 17 号、2018 年、pp.61-78 (査読なし)

出羽孝行「韓国における教員評価制度 教員能力開発評価を中心として」、龍谷大学編『龍谷大学論集』、第 489 号、2017 年、pp.46-66 (査読なし)

出羽孝行「京畿道児童生徒人権条例制定後の学校の変化に関する研究 韓国・京畿道の教師の調査を通して」、日本学校教育学会編『学校教育研究』30 号、教育開発研究所、2015 年 (査読あり)

出羽孝行「地方自治が教育を変える 民主的な学校づくりをめざす韓国の教育革新」、教育科学研究会編集『教育』2015 年 4 月号、かもがわ出版、2015 年、pp.120-123 (査読なし)

[学会発表](計 6 件)

出羽孝行「京畿道における「新しい教師研修プログラム (NTP)」の展開と課題 教科研修年職務研修に着目して」(日本比較教育学会第 53 回大会、2017 年)

出羽孝行「京畿道児童生徒人権条例の制定と定着の現状分析 - 条例制定に関与した人々のインタビューを基礎として -」(The Society of Korea and Japan Education 春季学術大会、2014 年) (原文は韓国語)

DEWA, Takayuki “A study on the implementation of ‘Kogai Kyouiku’ (anti-pollution education) in Japan” (Association of the Study of Literature & Environment 2016 年秋期学術発表会、2016 年)

馬淵仁・出羽孝行・金侖貞「異文化間教育のとらえ直し マクロな視点から、政策提言へと繋がる課題 アイデンティティ、偏見と差別、多文化共生教育を考える」(異文化間教育学会第 37 回大会、2016 年)

出羽孝行「韓国における児童生徒人権条例の内実化 京畿道における教員研修を中心に」(世界仏教文化研究センター開設記念シンポジウム、2015 年)

出羽孝行「京畿道児童生徒人権条例定着のための教師たちの役割に関する研究 京畿道人権教育研究会の活動を通じて」

(日本比較教育学会第 51 回大会、2015 年)

[図書](計 2 件)

出羽孝行「偏見・差別の構造」(山本雅代・馬淵仁・塘利枝子 編『異文化間教育学大系 3 異文化間教育のとらえ直し』明石書店、2016 年、pp.44-61)

パク・ギュニョル(研究代表者)、キム・スナム、出羽孝行、パク・サンファン、パク・ソニョン、パク・ジョンピル、オム・ジュニョン、ユ・ジニョン(以上、共同研究員) チェ・ユノ(研究助員)『学校生活記録簿の記載方式、及び教育的活用に関する国際比較研究』韓国教育開発院、2014 年(原題は韓国語)(出羽の担当箇所: pp.100-145)

6. 研究組織

(1)研究代表者

出羽 孝行 (DEWA, Takayuki)
龍谷大学・文学部・准教授
研究者番号: 2 0 4 5 4 5 3 0

(2)研究協力者

[主たる渡航先の主たる海外共同研究者]

金聖天 (KIM, Seongcheon)
史美景 (SA, Migyeong)
金聯珠 (KIM, Yeonjoo)